

## 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 支部設立初年度運営補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、木津川市社会福祉協議会の支部未設置の地域に対して、小地域福祉活動の中核を担う組織である支部設立初年度の運営を支援するための必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助金対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は支部設立初年度の運営に関する事業とする。

### (補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする支部は、支部設立届出書(様式1)、補助金交付申請書(様式2)に支部活動計画書、予算書、支部役員名簿を添付して社会福祉協議会へ提出するものとする。

### (補助基準)

第4条 支部設立初年度1回に限り50,000円を補助する。

### (補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

## 支部設立届出書

木津川市社会福祉協議会  
会 長 様

(支部名) 支部

(支部長) 住所  
氏名 ⑩  
電話

平成 年 月 日付で、 \_\_\_\_\_ 支部を設立しましたので届出  
いたします。

(様式2)

平成 年 月 日

## 支部設立初年度運営補助金交付申請書

木津川市社会福祉協議会  
会 長 様

(支部名) 支部

(支部長) 住所  
氏名 ⑩  
電話

支部設立初年度運営補助金の交付をいただきますよう、別紙を添えて申請いたします。

記

- (添付資料) ・ 支部活動事業計画書  
・ 予算書  
・ 支部役員名簿